

種苗法を守るばいっ!!

登録品種の種苗を、正規取扱店以外から購入

※【法律違反】違法に入手した種苗で生産された収穫物は販売ができません

登録品種の種苗を、増やして人に譲渡

※【法律違反】育成者権者の許諾なしに種苗を増やして譲渡できません

登録品種の種苗を、県外へ持ち出し

※【法律違反】県が育成した登録品種は、海外への持ち出しや、栽培地域が限定しており、県外への持ち出しはできません

その行為、大丈夫？
上記の行為は
侵害行為と
なります。

種苗法に違反した場合、以下が科せられます。

罰金

最高1千万円以下
(法人は最高3億円以下)

懲役

最高10年以下

～種苗法が変わります～

令和4年4月1日以降、登録品種の自家増殖※に育成者権者の許諾が必要となります。
※正規に購入した登録品種の種苗から得た収穫物の一部を自己の農業経営において更に種苗として利用する行為。
熊本県登録品種（25品種）対応方針は以下のとおりです。

品目	品種名	登録年月日	自家増殖の可否	許諾料	許諾手続き	備考
イチゴ	熊研い548 (ひのしづく)	H18.3.9	否	-	-	※ただし、気象災害や病害虫の発生により、緊急的に収穫中の株から採苗する場合は、申請書の提出をお願いします。 (許諾料は不要とします。)
	熊本V502E	H24.2.21	否	-	-	
	熊本V503 (ゆうべに)	H20.2.8	否	-	-	
水稲	くまさんの力	H22.9.17	否	-	-	※ただし、自然農法等自家増殖が営農の継続に不可欠な場合は、申請書の提出をお願いします。 (許諾料は不要とします。)
	わさもん	H26.2.12	否	-	-	
	華錦	H28.11.7	否	-	-	
	くまさんの輝き	R1.10.15	否	-	-	
カンキツ	肥の豊	H15.3.26	可	不要	要	自家増殖を行う場合には、届出書の提出をお願いします。
	肥のさやか	H16.11.8	可	不要	要	
	肥のあかり	H16.11.8	可	不要	要	
	肥のあすか	H16.11.8	可	不要	要	
	肥のみらい	H19.8.7	可	不要	要	
	熊本EC10	H24.10.23	可	不要	要	
	熊本EC11	H27.9.30	可	不要	要	
	熊本EC12	R1.11.20	可	不要	要	
カブ	熊本FC01	H24.8.22	可	不要	要	自家増殖を行う場合には、届出書の提出をお願いします。
	熊本FC02	H24.8.22	可	不要	要	

※いくさ3品種(夕風、ひのはるか、涼風)、なす2品種(ヒゴムラサキ、ヒゴムラサキ2号)、ニガウリ2品種(KGBP1号、熊本VB04)、メロン1品種(熊本VM03)については、自家増殖を認めません。